

豊丘村行政改革大綱

策定：平成8年6月
第1次改定：平成11年3月
第2次改定：平成16年8月
第3次改定：平成21年9月

豊 丘 村

I. 改定の趣旨

平成8年度に策定した豊丘村行政改革大綱は、平成11年度に第1次改定、平成16年度に第2次改定を行った。

本村の財政状況は、未曾有の経済不況による税収の減少、また地方交付税についても今後減少が予想されるなど、厳しさを増してきている。また、少子高齢化の進行、情報化社会の進展、地球温暖化問題の深刻化など、社会情勢も大きく変化し、住民ニーズも多様化している。

さらには地方分権の進展に対応し、地域の自主性、自立性が発揮できる、住民主体の村づくりを進めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、限られた財源を可能な限り有効活用し最少の経費で最大の効果を上げるために、引き続き行財政の質と効率を一層高める必要があることから、平成21年度から5年間の新たな指針を示した第3次改定を行い、さらなる行政改革を推進する。

II. 基本理念

改定した大綱に基づく改革は、次に掲げる基本理念のもとに、村職員の不断の努力と住民の理解の中で継続的に取り組んでいく。

1. 簡素化、効率化の推進
2. 行政サービスの向上
3. 地方分権や新たな行政需要への対応
4. 健全な財政運営の推進
5. 住民との協働の推進

III. 具体的方策

第1 事務事業の見直し

1. 事務事業の効率化・適正化

村の行う全ての事務事業について、毎年度実施する「行政評価」の中で、行政の担うべき責任の領域、関与の必要性、また受益と負担の関係を考慮する中で、旧慣・旧習にとらわれず見直しを行う。

見直しの中で、行政の行う必要性が薄く民間に委ねることが適当と判断される事業、所期の目的が達成あるいは一定の水準に達したと判断される事業、社会情勢の変化等により存在意義が薄れた事業、また緊急性や事業効果の乏しい事業については廃止もしくは縮小する。

2. 庁内全体の情報共有

事業の企画立案・実施に当たっては課相互間の連絡調整を密にし、庁内全体で情報を共有するように努める。また、新たな施策づくりに当たっては、担当者に一任することなく、職員全員が参加できるしくみを導入する。

3. 業務の民間委託

業務の性格、経費、住民の利便性を考慮した上で、民間委託した方が効果的な業務については民間への業務委託（アウトソーシング）を積極的に実施する。

4. 補助金等の適正化

各種補助金については、需要・効果の検討による見直しを引き続き実施して廃止・削減や重点配分を図るほか、団体・グループ等の育成を目的とした補助金は、立上げの3年間に限定する。

扶助費については、必要な人への必要な給付は充実しつつ、個人給付へのあり方を見直し、給付の抑制に努める。

5. 情報化社会への対応

パソコン・インターネット等を積極的に活用し、行政情報の電子化を推進して業務の効率化・省力化を図る。なお、行政情報には多くの個人情報が含まれているため、その漏えい対策の徹底を図る。

6. 住民との協働の推進

これからの村づくりは、行政が全て行うのではなく、地域住民自らの手で地域の課題を発掘し、解決していくことが求められている。村として、区・自治会等の自主性を尊重しながら必要な支援を行い、行政・住民の協働を推進していく。

7. 地球温暖化対策への取組み

村の事務及び事業活動が環境に負荷を掛けていることを認識する中で、平成20年3月に策定した「豊丘村地球温暖化防止計画」に基づき、各部署の役割・業務内容に応じ、積極的に温室効果ガスの排出の抑制に取り組んでいくほか、ISOへの取組みも行う。

第2 組織・機構関係

1. 人員配置の適正化

限られた職員体制の中で増大する行政需要に対応していくため、事務配分の見直しを随時行い、各課・係ごとの職員数の固定化を排除し、事務事業量に応じ弾力的な職員配置を行う。

2. 組織の見直し

継続中の大型事業の進捗状況や地方分権の進展等によって生じる新たな行政需要の動向をみながら、随時、組織全般の見直しを行い、機動的な体制をつくる。

3. 審議会等の活性化

各種審議会、協議会等については必要最小限とし、その果たすべき役割を考慮しながら、定数の見直しや統廃合を推進する。また、委員の人選に当たっては、様々な立

場・意見の方を選出するよう配慮する。

第3 定員・給与関係

1. 定員の適正化

効率的な行財政運営に努め、職員定数の適正管理に努める。今後新たに生じる行政需要に対しては、事務事業や組織機構の徹底した見直しの中で対応することを基本とする。

2. 給与の適正化

時間外勤務については、職員間の事務分担の見直し等によりその削減に向けて取り組むとともに、代休への振替により超過勤務手当の削減を実施する。

第4 人材育成

1. 人材の育成・活用

平成21年10月に策定した「豊丘村職員育成基本方針」に基づき、住民の視点に立って職務の課題を的確に捉え、施策を遂行するために必要な能力と意欲を持ち、高度化・多様化する行政課題に適切に対応できる職員の育成に努める。

そのために、職員採用、職員配置、昇格管理等の適切な人事管理の実施、全職員対象の職員研修実施や職場外研修への積極的な参加、県等との人事交流の継続実施、各職場での職場ミーティングの定着化など、職場のあらゆるステージを活用した取り組みを行っていく。

2. 管理職の意識向上

理事者・管理職職員の、日常的な人材育成に対する意識の向上に努める。

第5 行政サービスの向上

1. 接遇の改善・サービス向上

接遇研修等の実施により職員の応接態度の向上や親切で分かりやすい住民への対応に努めるとともに、電子申請システムの導入など住民の利便性を考慮した行政サービスの改善を推進する。

2. 広報・情報提供の充実

行政情報を広く住民に伝えるために、情報化の進展に対応し、従来の紙媒体に加え、次のとおりCATVデータ放送やインターネット・電子メール等の媒体の充実を図る。

- ①CATVによる村内ニュース及びデータ放送の充実
- ②村広報誌、議会広報誌、公民館報の適切な連携・分担
- ③村ホームページの充実
- ④携帯電話メールを利用した緊急情報配信システムの導入

第6 財政健全化、経費節減合理化

1. 収入の確保

(1) 村税収入等の確保

自主財源の中心をなす村税等の的確な課税と徴収率の向上のために、次の施策を展開する。

- ①口座振替制度の積極的推進を図る。
- ②税の公平性・平等性を確保する観点から、悪質滞納者には滞納処分を実施するなど厳正に対処し、徴収率の向上に努める。

(2) 受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を図る。

(3) 新たな収入の開発

広報誌やホームページ、公用車等を活用した新たな広告料収入の確保に向けた検討を行う。

2. 支出の抑制

職員の工夫・努力により、次のとおり、経常経費の徹底的削減へ向けて取り組む。

- ①物品・事務用機器等の購入・レンタルは総務課による集中管理を徹底するとともに、少額の発注であっても複数の業者から見積書を徴することを徹底する。
- ②化石燃料の消費量の少ない二輪車・自転車を積極的に活用する。
- ③公共用地の購入・賃貸価格については、統一基準を遵守する。
- ④施設の維持補修は、中長期的な管理計画の中で実施する。

3. 健全な財政運営

新たな行政需要に迅速かつ的確に対応でき、将来に渡って持続可能な財政基盤を確立するため、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努める。

第7 公共施設運営管理

住民福祉の向上と経済的な運営管理の双方の観点から、次のとおり、公共施設運営管理方法の再検討を行う。

- ①毎年、全施設の利用状況、維持費と使用料の関係、管理のあり方について点検し、低利用施設については、施設の改善や他用途への転換を含めた改善策を講じる。
- ②管理運営の効率化のため、施設本来の役割と機能、住民サービスへの影響等を十分考慮した上で、指定管理者制度の活用を検討する。

第8 公共工事関係

入札制度の一層の透明性の確保を図るとともに、工法の検討など徹底したコスト削減に努める。また、厳正かつ綿密な検査を行う。

箇所の選定に当たっては、完成後の効用が最大限発揮できるように配慮する。

第9 広域行政関係

広域行政に対する住民の理解をさらに高め、次のとおり共同処理の推進に積極的に参画する。

- ①南信州広域連合の円滑な運営に努める。
- ②北部5町村で組織する北部総合事務組合の円滑な運営に努める。
- ③定住自立圏形成協定に基づく地域連携に積極的に取り組む。

第10 議会関係

住民に開かれた議会の運営に努め、次のように議会の様子を積極的に公開するとともに、住民との対話を充実させるため、村が行う地区別懇談会に代表者が出席する。

- ①議会傍聴の手続きの簡素化
- ②CATVによる議会中継の拡大
- ③議会広報の充実

IV. 実施方法

- ①具体的方策で定めた事項のうち、実施時期を明確に定めていないものについては、可能な限り早期に着手・実行し、期間内に達成するように努める。
- ②実施に当たっては、各年度において、可能な限り数値目標を定めた具体的な実施計画を策定する。
- ③行政改革本部会を随時開催して進捗状況を点検するほか、毎年度、有識者等で構成される「豊丘村行政改革推進協議会」に報告し、意見を求める。
- ④社会情勢や財政状況の変化により、当該大綱に掲げた事項以外に必要が生じた事項又は変更を要することとなった場合には、基本理念に沿って処理するものとし、必要に応じ随時見直しを行う。
- ⑤行政改革の進捗状況は、村広報誌やホームページなどを通して、広く住民に公表する。